



羽の情報便

申告の誤りは訂正できます！

確定申告書を提出した後に、計算の誤りなど申告内容に誤りがあることに気がついた場合、以下の手順で、訂正することができます。

1. 更正の請求

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気づいたときは、「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

- ① 手続：「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して所轄税務署に提出
- ② 期間：「更正の請求」ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内

(更正請求の期限の具体例)

- ・所得税(平成19年分) → 平成21年3月17日まで
- ・消費税(平成19年分) → 平成21年3月31日まで



2. 修正申告

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気づいたときは、「修正申告」をして、正しい税額に訂正する必要があります。修正申告によって納付すべき新たな税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付します。

- ① 手続：「修正申告書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄税務署に提出
- ② 期間：修正申告は、税務署から更正を受けるまでは、いつでもできますが、なるべく早く申告する

尚、ここで注意が必要なのは、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになる税額の10(15)%の過少申告加算税または35(40)%の重加算税がかかる場合があります。

申告を誤ってしまったときは？

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) ■melma！ (<http://melma.com/>)

8月の税務カレンダー

8月（市町村の条例で定める日）
 個人事業税の納付（第1期分）
 個人の道府県民税および市町村民税の納付（第2期分）

8月10日（日）
 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8月31日（日）

6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・
 個人事業税・法人住民税＞

12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・
 個人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る
 確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
 電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例2 : スナック (39.70%の削減に成功)

合理化前		合理化後	
契約種別	従量電灯+低圧電力	契約種別	低圧高負荷契約
年間の電気料	785,456円/年	年間の電気料	473,468円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で 311,988円 10年間で 3,119,880円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも当社にお任せください。
 その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり (13)

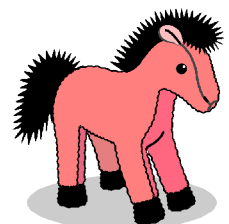


■ にわとり税

15世紀にフランスのある地域で、年貢の一つとして年2回、鶏を領主に納めていました。鶏税です。しかし、納税の月に子供が生まれた農家には、年貢分の鶏を、産後の体力回復のために、母親が食べるという理由でこの課税は免除されるというものでした。

■ 馬税

江戸時代から明治時代にかけて、馬はあらゆる交通手段に利用されていました。明治6年(1873年)、馬一頭につき3円、商売用の馬は半額の税金が課せられていました。いわゆる現代の自動車税といったところでしょうか。



お客様からのQ & A

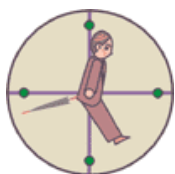
取引先が経営が厳しいようで、代金を支払ってもらえません。当方で回収不能と判断して貸倒損失を計上することはできますか？

単純に「取引先と連絡が取れない」「取引先の社長が逃げてしまった」などの理由だけでは、貸倒損失としては計上できません。

どうしても支払ってもらえない状況を客観的に認められる必要があります。自己破産、会社更生法、民事再生法など法的に回収不能となれば問題ありません。

以前から継続的な取引をしている取引先の場合は、一般的に債権回収不能となつて取引を停止してから、一年以上経過していれば、貸倒損失として認められます。

また少額の場合、例えば大阪の個人事業主が東京の取引先へ催促したが報酬を支払ってもらえない場合など、取立てのための費用（例えば交通費など）が上回れば、貸倒損失として認められます。



税金まめ知識（第13回）ふるさと納税

平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充され、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が抜本的に拡充され「ふるさと納税制度」が盛り込まれました。

この制度により、「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという思いを実現するため地方公共団体に対する寄附金税制を見直しが行われています。従来の寄付金控除の適用下限額は10万円となっていたものが、「ふるさと納税」が実施され、この下限額が5,000円となりました。

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

実際の手続きの流れは以下の通りです。

1. 都道府県・市区町村に対し寄附します

- ご自身の出生地でなくても全国の都道府県・市区町村であれば、対象はどこでも構いません。

2. 寄附先（都道府県・市区町村）から領収書を受け取ります

- 寄附先などからもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから大切に保管しておいてください。

3. 寄附金控除に関する申告を行います

- 毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について翌年3月15日までに最寄の税務署に所得税の申告を行ってください。
- このとき、受け取った領収書などを申告書に添付する必要がありますので、きちんと保管しておきましょう。





今月のコラム

いよいよ真夏の到来、毎日猛暑が続いていますが、皆様、夏バテしていませんか？
世界中で異常気象の話題が溢れています
が、慣れとは恐ろしいもので、最近も、日本でも気温が四〇度近くになっても「暑いよね〜」程度でだんだんニュースにもならなくなってきました・・・(笑)。

でも最近の夕立(雷)、結構、強烈ですね。先日もバケツをひっくり返したような激しい雨に突風、そして真横に走る稲妻の閃光で、自宅の最寄駅のガード下から一步も外へ出られませんでした。

海の向こうに目を向ければ、アメリカでは竜巻(トルネード)の被害も深刻で(世界中の8割がアメリカで起こっているそうです)、なんと町ごと吹き飛ばされてしまう様な大きな規模で、日本でこんなのが来たら夜も安らかに寝られません。ちなみに雷は「神鳴り」という語源とのことでやっぱり怖いですね。

当社も八月のお盆(十三日〜十五日)の三日間を夏季休業としてお休みをいただきます。旅行や田舎への帰省などスタツプも思いの予定を立てています。健康管理には、十分注意しながら、この暑い夏を乗り切りましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円〜 決算月 10,500円〜
(青色申告のみ)

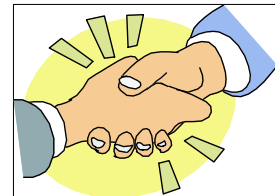
法人：入会金 10,500円〜 月額 13,650円〜 決算月 52,500円〜

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

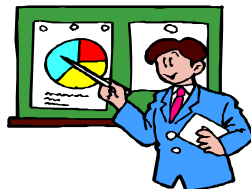
◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円〜

- ※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け
- ※ 試算表作成(ご希望の方)
- ※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



いよいよ夏本番！
夏バテしないよう健康には
十分注意しましょう。

